

# 開発行為事前相談票について

開発行為事前相談票は、開発行為事前協議申出書の提出を行う前に各担当課において事前相談を行う内容の一覧となります。

開発計画の図面等をご用意の上で関係各課の窓口で、確認及び相談を行って下さい。

## 【事前相談の流れ】

### ①開発者は担当課へ施工図面等の説明資料を持って担当課へ行く。

→図面の修正等が発生した場合は、修正後図面等の内容も相談して下さい。

### ②担当課は協議の必要・不要を判断してチェックマークを記載する。

→不要にチェックした場合も確認日・確認者には署名もしくは押印して下さい。

### ③協議が必要な場合は協議事項について記載する。

→「詳細は後日協議」といった記載はせず、協議事項を確定させて下さい。

### ④相談を受けた担当課で確認した日の記載・市担当者名の押印をする。

→相談が複数回になった場合は、それぞれの日付を記載して下さい。

### ⑤この欄は相談時には記載不要です。

【記載例】…各項目の記載は消えないように黒の油性ボールペン等で行って下さい。(フリクション・鉛筆不可)

担当課	協議内容・今後確認の必要な事項	協議回覧
文化財課	<p>協議必要</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>埋蔵文化財包蔵地に該当する。 (遺跡名：〇〇〇遺跡 ・ 〇〇地区 )</p> <p>※該当する場合は工事着手の 60 日前までに文化財保護法 93 条の届け出が必要です。</p> <p><input type="checkbox"/>指定文化財（史跡、名勝、天然記念物等）に該当する。</p> <p>※該当する場合は文化財保護法に基づく許可申請が必要です。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>試掘調査有り ( 試掘済み )</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>工事立ち合い有り ( 〇月〇日立ち合い済み )</p> <p><input type="checkbox"/>その他</p>	<p>課長</p> <p>課長補佐・リーダー</p> <p>5</p>
	<p>協議不要</p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>この欄は記載不要です</p> <p>課員</p>
	<p>【相談確認日】 令和〇年〇月〇日</p> <p>4</p>	<p>【相談確認者】</p>

## ● 相談後の手続き

- 担当課で事前相談を行った記載済み相談票は開発行為事前協議申出書に添付して下さい。
- 協議書の提出を頂いた後、まちづくり整備課で府内の横断的な調整を行い、必要書類等の確認、各担当課へ相談済みの協議事項の府内精査を行います。最終の協議内容が事前相談と異なる結果となった場合は改めて、担当課との再協議が必要となります。

## ● 帰属の手続き

- 帰属対象は、道路・水路・広場・公園・緑地・消防の用に供する貯水施設となります。公共施設帰属の施工基準等については担当課にご相談ください。
- 帰属対象の公共施設はあらかじめ帰属後の管理を行うこととなる課（管理者）と必ず事前相談・協議を行って下さい。事前協議の無い物件の帰属（書面上の記載が確認できない物）は受理できません。
- 開発完了後に市に管理を依頼する事となる公共施設については図示の上で帰属の手続きをご相談下さい。
- 帰属申請予定地の上に構造物がある場合、日常管理者を明確にしてください。
- 開発行為に伴う帰属の際には、まちづくり整備課に「引継申請書」、建設総務課に「寄附採納願い」を、完了検査後すみやかに関係書類と合わせてご提出ください。

## ● その他注意事項

- 事前相談を頂いた時点では担当者のみでの確認となります。事前協議申出を提出した後に課内精査及び府内で横断的な調整を行うため、設計内容の見直しをお願いする場合がございます。
- 見直しとなった場合は、担当課の意見聞き取り結果に基づき再協議結果報告書を作成してお渡ししますので、最終的な協議の対応方針や確認事項等の記入を行い、担当課で確認印をもらってください。
- 建築基準法上の接道要件等について  
本市は特定行政庁ではないため、建築基準法第42条に規定する道路種別の判断ができません。道路種別の判断については峠東建設事務所にお問合せ下さい。（開発図面作成時には土地利用計画図に路線名・幅員・道路種別の記載をお願いします。）
- 開発地が国道・県道・国及び県の管理河川に隣接している場合は、管理者と境界確認を行うこと。また施工承認・占用許可等が必要な場合は必ず事前協議をして下さい。